（勤労者財産形成促進法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　前条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条の三の規定に基づき行われる貸付けであって、雇用・能力開発機構が施行日前に当該貸付けの申込みを受理したものについては、勤労者退職金共済機構が当該貸付けの申込みを受理したものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十一条　施行日前にした行為及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第二十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十六号を次のように改める。

十六　削除

第七十三条の四第一項第十七号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十一条第一項第四号」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号」に改める。

第三百四十八条第二項第十九号を削り、同項第十九号の二中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第十一条第一項第四号」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号」に改め、同号を同項第十九号とする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　施行日前の前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第七十三条の四第一項第十六号及び第十七号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の地方税法（次項において「新地方税法」という。）第三百四十八条第二項第十九号の規定は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧地方税法第三百四十八条第二項第十九号及び第十九号の二に規定する固定資産に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　新地方税法第七百二条の二第二項の規定（新地方税法第三百四十八条第二項第十九号の規定に関する部分に限る。）は、同号の規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する平成二十四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧地方税法第三百四十八条第二項第十九号及び第十九号の二の規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する平成二十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（労働金庫法の一部改正）

第二十五条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十六条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の四第一項第一号中「第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するもの」を「第九条第一項の政令で定める要件を満たす者」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

（障害者の雇用の促進等に関する法律及び職業能力開発促進法の一部改正）

第二十七条　次に掲げる法律の規定中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第二項

二　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第五項

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十八条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条の二第一項第一号中「第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するもの」を「第九条第一項の政令で定める要件を満たす者」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の一部改正）

第二十九条　次に掲げる法律の規定中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

一　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十六条第三項

二　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十三条

三　勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第十一条

四　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第五条第二項

五　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十七条

（印紙税法の一部改正）

第三十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第七十条」を「第七十条第一項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「又は独立行政法人雇用・能力開発機構」を削る。

（社会保険労務士法の一部改正）

第三十二条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号を次のように改める。

十四　削除

別表第一第二十号の五中「及び第八十一条」を削る。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第三十三条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（第四十九条第二項及び第三項において「機構」という。）」に改める。

第四十九条第二項中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）」を「機構」に改める。

（雇用保険法の一部改正）

第三十四条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項ただし書中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第六十二条第三項中「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第六十三条第三項中「独立行政法人雇用・能力開発機構法」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に、「独立行政法人雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に」に改める。